

# 花菖蒲ノ會會報

## 「月刊若木」解説の不見識

本年の「月刊若木」二月号に「総長選任問題に関する判決の說明」、さらに五月号には「総長選任問題に関するQ&A」なる解説が掲載された。

いづれも弁護士の名があるが、「月刊若木」の性格上、文責は当然、本庁当局者が負はねばなるまい。

本庁の重要事項を、本庁の歴史やその成立意義を論ずることなく、法律的手続き論で処理して、ただ自らの地位保全ばかり主張する態度には暗澹たるものがある。

神社祭祀の正しい姿を百年二百年後の子孫に継承しなくてはならぬ我々の使命を果たすには、斯界の中央事務局のこのやうな状況は早急に改善されなくてはならない。

評議員会の開催が近づいてゐるが、見識ある多数の評議員が結束して、「神社本廳」の正常化達成を願ふものである。

## 統理が評議員の起立を

### 以て選任される理由

新庄八幡宮

宮司 藤山知之進

本年の『若木』2月号に「総長選任問題に関する判決の說明」と題した小川弁護士の説明文が掲載された。理事の方々はこの良い、と思っておられるのだろうか。この解説文から読み取れるのは「統理、憲章が役員、庁規と同列以下の存在になってしまっている」ということである。



令和5年  
5月10日  
第14号

社本庁内で書類がどのように起こされ、どのように上がってゆくのかは知る由もないが、最終的に統理が裁可する。ここで我々が注意を払わなければならぬのはその具申が統理の名において裁可されるのにふさわしいかどうか、ということである。

全国から具申される人物一人一人のとなりを統理が知っているはずがない。だからこそ支部が、神社庁が正しく機能して具申しなければならぬのである。どこどここの宮司がなにか不祥事をおこした。任命したのは統理だから責任は統理にある、ということがあつてはならないのである。

我々はこのところを肝に銘じておかなければならない。宮司の任命について統理は日々直接決定に関与はされないけれども、報告を受け決定を裁可されるというかたちで我々をご覧になつておられるのである。

昭和50年頃、神社本庁は様々な機構改革を行っている。設置された「神社本庁機構に関する委員会」の提出した答申第7号2では、「統理は本庁の宗教機能

上の権威として、本庁々務を統轄するものとする。」とし、さらに3では「本庁の代表役員に、統理に代り、事務総長を充てることとする。」としている（『若木』昭和50年5月1日号）。

これを受けて昭和51年の評議員会で庁規変更が承認され、統理は宗教法人「神社本庁」の代表役員ではなくなった。しかし規程は変わっても統理は厳として存在し宗教団体たる神社本庁の権威として最上位におられるのである。

『神社本庁35年史』37頁にこの庁規が変更になったときの通達に掲載されている。そこには「統理は、神社本庁の象徴的地位とし教団の最高位に在り、総長が法人の代表者となつて俗事一切の責任を執る。」とある。

また、昭和51年6月14日の『神社新報』には、庁規・規程の改正点として「事務総長を宗教法人神社本庁の代表役員とした」とあり、その理由に「いままで統理の役割は教団の代表役員でもあるため、法人業務上の責任もすべて統理にかかり、特に裁判問題などが起つた時、しばしば統理が法廷にたたされるなどのこともあるため、かねてから『統理にそのやうな法人運営上の実務責任を負はせるのはまづい』との意見があつた。」とある。

だからこそ庁規にわざわざ「統理の行為は役員会が責任を負う」と40条を新設したのではないか。それを本年の『若木』2月号で「統理は」責任を負はない以上は実質的な判断権限も存在しない」と述べている。だから「役員会の多数決の決定に統理は従いなさい」となるのであろう。

これが5月号になると「憲章が尊重されるべきものである」とに異論がない」との解答を掲載している。憲章の庁規に対する優位性についてだが質問したのかは知らないけれども、答えているのは弁護士である。

## 「月刊若木」五月号

### Q&Aの不見識

冒頭から、東京地裁の判決の重要な点は「役員会が総長を実質的に決定する」と認められたと主張してゐる。宗教法人としての責任役員会に実質的決定権があるといふ考へ方であり、本来的宗教団体としての神社本廳と、その根本規定である「憲章」を全く無視してゐる。

「三」に「憲章の精神規定としての重要性は否定しません」

## 統理様のもとで

## 神社界の真姿を顕現しよう

と言つてゐるが、「精神規定」とはなんなのか。これまで「憲章」を「精神規定」と言つてきた経緯があるのか。この表現は、「心の中で大切にしているよ」といふ態度をとつてゐればよく、実質的強制力はないのが憲章だ」と言つてゐるに等しい表現だ。

この文章の責任者たる「総務部」は、初任神職研修の「憲章」の講義でこんな考へ方で指導することを推奨するのか。

「五」では、「裁判所や本庁の主張が誤つてゐるとの印象を与えるために憲章を持ち出してゐる」といふ。

自ら、憲章の理解も出来てゐないことを自白してゐるだけだ。初任神職研修を受け直してこいと云ひたいが、こんな考へ方の講義が全国でまかり通つてゐるとしたら恐ろし過ぎる。

我々の「神社本廳」といふ組織に「憲章」が制定されてゐること、また、「統理」といふ御存在を規定してきた歴史、それらをすべて忘却して、責任役員こそすべてといふ態度は、早急に消滅してもらひたい。  
(次号につづく)

## もうひとつの裁判案件

### 櫻井豊彦神社本庁元理事の「議事録閲覧請求」に関する事件経過

芦原理事の地位確認の問題のほか、現在、櫻井豊彦氏(神社本庁元理事)と神社本庁との間で、役員会議事録及び決議書の閲覧などを巡る訴訟が起きています。事の発端は、櫻井氏の役員任期中に、神社本庁が百合丘職舎売却をめぐる不正疑惑の告発に関連して、職員二名を懲戒処分にしたことで起きた無効確認訴訟の地裁判決で、神社本庁が全面敗訴した時点で遡ります。

櫻井氏は自身を含む当時の役員会の責任について調査する必要性を痛感し、役員在職中の役員会議事録及び決議書の写しの交付を神社本庁に求めたのです。その後の経過を以下にご報告します。

▽櫻井元理事が神社本庁に対し、役員在職中(平成二十八年六月)令和元年六月)の役員会議事録及び決議書の写しの交付を請求するも、神社本庁は悪用する恐れがあるなどの理由で請求を拒否。(三回に渡り趣旨、目的などを明示して請求、いずれも荒井総務部長名の文書で請求を拒否。)

▽櫻井氏は、宗教法人法第二十五條三項に基づく議事録等の閲覧及び謄写を求めて、神社本庁を提訴。(令和三年七月)

▽櫻井氏が請求の内容を「閲覧又は謄写」から「閲覧」に変更。(令和三年十一月)

▽神社本庁が櫻井氏の請求を「認諾」し、裁判終結。(令和四年三月)

▽神社本庁の認諾を受けて、櫻井理事の委任を受けた弁護士が八月までの間に五回にわたり神社本庁を訪ね、議事録などを閲覧。

覧。その結果。次の重大な問題が判明。

①職員二名に対する懲戒処分と小串副総長の辞任についての報告があった平成二十九年八月二十五日の役員会について、録音データはあるが正式な議事録がなく、決議書も存在しない。

②職員二名が神社本庁を提訴した裁判への対応が協議された平成二十九年十二月七日の役員会の議事録に、櫻井理事の「決議には加わらない」旨の発言が記録されているにも関わらず、決議書に櫻井理事の押印がされていたこと。

▽前記の問題について、櫻井氏が正式な議事録の完成と閲覧及び決議書の修正を神社本庁に求めたが拒否される。(九月)

▽櫻井氏は前記事項の実施を求め、昨年十二月に神社本庁を提訴、現在、東京地裁で係争中。